

情 報 開 示 資 料

(2009年版)

インヴァスト証券株式会社

【はじめに】

本書は、平成21年3月期（平成20年4月から平成21年3月）における当社の会社概要、営業の状況および経理の状況について記載したものであります。

なお、以下の*印を付した項目については、「有価証券報告書」をもって記載に代えております。

【記載項目について】

1. 会社の概況

*①会社名等	別添「有価証券報告書」をご参照ください。
*②会社の沿革	〃
*③会社の目的	〃
*④事業の内容	〃
*⑤営業所の状況	〃
*⑥財務の概要	
(a)資本金	〃
(b)純資産額	※
(c)総資産額	別添「有価証券報告書」をご参照ください。
(d)営業収益	〃
(e)経常利益	〃
(f)当期純利益	〃
*⑦発行済株式総数	〃
*⑧主要株主名	〃
*⑨役員 of 状況	〃
*⑩従業員の状況	〃

※「純資産額」は、10,152,027千円であります。なお、「純資産額」は、商品取引所法第211条第4項以外において準用する同法第99条第7項に基づく同法施行規則第38条の規定により算出しております。

2. 営業の状況

*①営業方針	別添「有価証券報告書」をご参照ください。
*②当社及び当業界を取り巻く環境	〃
*③営業の経過及び成果	〃

- | | |
|--------------|---|
| *④対処すべき課題 | 別添「有価証券報告書」をご参照ください。 |
| ⑤受託業務管理規則 | 当社が受託業務の適切な遂行のために定めている社内管理規則を記載しております。 |
| ⑥外務員の登録状況 | 期首及び期末における登録外務員数並びに期中における外務員の登録人数及び抹消人数を記載しております。 |
| ⑦委託者数 | 期首及び期末における委託者数及び期中における新規委託者数を記載しております。 |
| ⑧苦情・紛争に関する事項 | 期中における委託者からの苦情及び紛争の状況についてその件数を記載しております。 |
| ⑨訴訟に関する事項 | 期中において係争中の裁判についてその件数を記載しております。 |

3. 経理の状況

- | | |
|--------------|----------------------|
| *①貸借対照表 | 別添「有価証券報告書」をご参照ください。 |
| *②損益計算書 | 〃 |
| *③株主資本等変動計算書 | 〃 |
| *④個別注記表 | 〃 |
| *⑤監査に関する事項 | 〃 |
| ⑥財務比率 | 主要な財務比率について記載しております。 |

記載項目 2－⑤受託業務管理規則

(目的)

第1条 この規則は、商品先物取引の電子取引に係る受託業務の適正な運営と管理を行い、もって委託者の保護育成を図るために必要な事項について定める。

(勧誘行為の禁止)

第2条 当社は、顧客が自主的に判断して口座開設及び個々の取引を行えるよう、セミナー、電子メール及びダイレクトメール等による案内のみを行い、その他の勧誘行為は行わない。

(サービスの内容)

第3条 当社が、受託業務として顧客に提供するサービスの内容を以下の項目とする。

- (1) 注文の発注及び取引内容の照会
- (2) 預り証拠金額等の預り内容の照会
- (3) 取引に関する報告書及び通知書等の通知
- (4) その他取引に関する必要な事項の照会及び通知

(内部管理体制)

第4条 当社は、適正な受託業務を遂行するため、オンライン本部に管理部、お客様相談室、お客様サポート部及び管理本部にコンプライアンス部を配置し、オンライン本部長を管理総括責任者とする。

(内部管理担当部署の職務)

第5条 管理総括責任者、管理部、お客様相談室、お客様サポート部及び管理本部コンプライアンス部の職務は次のとおり定める。

管理総括責任者の職務

- (1) 「商品取引所法」「同法施行規則」「受託契約準則」及び「受託業務管理規則」等のその他の法令諸規則を適正に運用する。
- (2) 管轄する管理部の職務の遂行状況及び受託業務を監督する。
- (3) ID・パスワードの管理責任
- (4) 広告・宣伝に係る管理責任
- (5) システム障害時の対応責任

管理部の職務

- (1) 口座開設の適合性の審査に係る業務
- (2) 顧客情報等の整備
- (3) 受託業務の運営
- (4) 顧客からの問合せ・苦情・紛議の調査及び対応

お客様相談室の職務

- (1) 顧客からの苦情・紛議の調査及び対応、並びに顧客からの問合せの対応

お客様サポート部の職務

- (1) 顧客からの問合せ・苦情の対応

管理本部コンプライアンス部の職務

- (1) コンプライアンスチェック
- (2) 内部監査の実施

(口座開設手続き)

第6条 当社は、口座開設の申込があった者から、以下に定める事項の申告を受理するとともに、自己の判断と責任において取引する旨、危険性及び取引の仕組みの理解の確認を行う。

- (1) 氏名
- (2) 住所
- (3) 生年月日
- (4) 年齢
- (5) 性別
- (6) 職業、勤務先
- (7) 収入
- (8) 資産状況
- (9) 受託契約を締結する目的
- (10) 投資経験の有無
- (11) 電話番号
- (12) メールアドレス
- (13) 出金口座

2 法人口座の場合においては、前項の申告内容の他、取引担当者の設定を求める。

3 当社は、申込者が同意される場合は、口座開設の申込、事前交付書面の交付・説明、及び理解の確認を電磁的方法により行う。

(適合性の審査)

第7条 管理部は、前条により申し込まれた「口座開設申込書」に基づき、適合性の審査を行い、必要に応じて電話審査を行う。

(商品先物取引不適格者の参入防止)

第8条 次の各号のいずれかに該当する者は、不適格者と定め、これらの者からの受託を行わない。

- (1) 未成年者、成年被後見人、被保佐人及び被補助人
- (2) 生活保護法による保護を受けている世帯に属する者
- (3) 長期入院患者等随時連絡が取れない者
- (4) 破産者で復権を得ない者
- (5) 商品先物取引をするための資金の借入れをする者
- (6) 一定以上の資産を有さない者
- (7) 一定以上の高齢者
- (8) 学生

2 前項各号に該当しない者であっても、管理総括責任者がその者の資金力、理解度等からみて商品先物取引を行うに相応しくないと判断した者に対しては、受託を行わない。

3 (6) (7) (8) に該当する者であっても、管理総括責任者が適当と判断した者に対しては受託を行う。

4 委託者が取引中において、第1項に該当することが判明した場合は、新規建玉の受託を行わない。

(不正資金の流入防止)

第9条 当社は、以下に規定する者からの受託に当たっては、不正資金の流入を回避するため、あらかじめ本人から自己資金による取引である旨の確認を行う。

- (1) 銀行、農業・漁業の協同組合、信用組合、信用金庫などの金融機関で直接、間接に金銭、有価証券等の取扱いに係わる者
- (2) 国・地方公共団体（収入役等）その他公益機関の金銭、有価証券等の取扱い者

- (3) 民間企業において金銭、有価証券等を取扱う財務及び経理担当者
- 2 前項に該当する者の、入金合計額から出金合計額を差引いた額が、一定の基準額を超えた場合は、調査対象とする。

(本人確認書類)

第10条 当社は、「口座開設申込書」を受入れる際は、「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用を防止する法律」に基づき、申込者から本人確認書類の原本又は写しを受理する。

(顧客カードの整備)

第11条 管理部は、適宜、顧客の属性等を「顧客カード」に記録、更新又は関係書類を添付し厳重に保管しなければならない。「顧客カード」は、その要件を満たすものであれば電磁的に記録、更新、保管される媒体をもってこれに代替する。

(取引本証拠金の額等に係る措置)

第12条 取引本証拠金の額等は、全ての上場商品につき、取引所が定める取引本証拠金基準額と同一又は同基準額に一定額を加えた額とする。

(取引追証拠金の請求額及び徴収時期)

第13条 取引追証拠金の請求額は、取引本証拠金基準額の2分の1とする。

2 取引追証拠金の預託指定日時は、翌営業日正午とする。

(パスワード等の管理)

第14条 ID・パスワードの管理については管理総括責任者を管理責任者とする。

- (1) ID・パスワードの発行は、オンライン本部において厳重に管理する。
- (2) 委託者より、ID・パスワードについて問合せがあった場合は、本人確認が行われた場合に限り電子メール又は、郵送により通知する。
- (3) 委託者が、パスワードの変更を希望する場合は、当社の電子取引のホームページに当該委託者のID・パスワードによるログイン後の所定の画面にて受付ける。

(セキュリティ)

第15条 当社は、電子取引を行う委託者の個人情報の保護、ID・パスワードの保護及び取引の安全性の確保の観点から、セキュリティの安全性、信頼性の確保について必要な措置を講ずる。

(システム障害の対応責任者)

第16条 電子取引に係るシステム障害等の対応についてはオンライン本部を対応責任部署とし、管理総括責任者を対応責任者とする。

(システム障害時の委託者への通知)

第17条 システム障害等が発生した場合は、速やかに以下の内容をホームページ等に表示して委託者へ通知する。

- (1) 発生日時
- (2) 障害状況
- (3) その他必要事項

2 システム障害が復旧した場合は、前項の規定と同様の方法で通知する。

(システム障害の代替受注)

第18条 システム障害箇所が部分的なものに限られ社内端末にて発注が可能な場合は、委託者からの決済注文のみ、本人確認が行われた場合に限り、電話にて代替受注する。

(現物受渡し決済)

第19条 当社は、受渡しによる決済は受付けない。

(建玉制限)

第20条 当社は、取引所の市場管理とは別に、建玉制限を設ける場合がある。

(広告・宣伝に係る管理措置)

第21条 当社は、広告・宣伝に係る管理措置について、管理総括責任者を管理責任者とする。

(勧誘方針の策定及び公表)

第22条 当社は、法令に基づいた勧誘方針を策定し、適正な勧誘を行うように努める。また、勧誘方針は、本店若しくはホームページ上で閲覧に供するものとする。

(違反者に対する懲戒)

第23条 本規則及び法令諸規則に違反した者は、就業規則に基づきこれを懲戒に処す。

(規程の改廃)

第24条 本規則の改廃は、取締役会の決議を経て行う。

(日本商品先物取引協会への届出)

第25条 本規則は、日本商品先物取引協会へ届け出、これを変更した時も同様とする。

付 則

本規則は、平成19年10月1日から施行する。

記載事項 2－⑥外務員の登録状況

期首登録外務員数	新規登録数	登録抹消数	期末登録外務員数
33名	0名	3名	30名

記載事項 2－⑦委託者に関する事項

期首委託者数	新規委託者数	期末委託者数
3,863名	803名	4,577名

記載事項 2-⑧ 苦情、紛争、訴訟に関する事項

(a) 顧客等が提起したもの

	当該年度中の解決案件			当該年度中の未解決案件		
	苦情 相互の話し合いによる解決	紛争 紛争処理機関での解決	訴訟	苦情 相互に話し合い中	紛争 紛争処理機関で処理中	訴訟
当該年度に新規に発生した案件の件数 3 件	3 件					
前年度から継続している案件の件数 0 件						
合計 3 件	3 件					

- (注) 1. 苦情とは、受託等業務に関し、顧客等から当社に対して異議、不平、不満等が表明され、又は紛争処理機関に相互の話し合いによる解決の申出があったものをいう。
2. 紛争とは、受託等業務に関し、顧客等の異議、不平、不満等に起因する当社と顧客との主張の相違や対立が具体化し、顧客等から紛争処理機関にあっせん等の申出があったものをいう。
3. 紛争処理機関とは、日商協、商品取引所、主務大臣が指定する団体、消費者基本法又は弁護士法の規定によるあっせん機関等をいう。
4. 訴訟とは、裁判所に顧客等から提訴があったものをいう。
5. 一つの案件が苦情、紛争又は訴訟に重複して該当する場合には、最終時点の状態を記載している。例えば、苦情申出後に紛争に移行した場合には、苦情では記載せず紛争に記載し、苦情、紛争を経て訴訟に移行した場合は、苦情、紛争では記載せず訴訟で記載している。

(b) 当社が提起したもの

	当該年度中の解決案件		当該年度中の未解決案件	
	紛争	訴訟	紛争	訴訟
当該年度に新規に発生した案件の件数 16 件		15 件		1 件
前年度から継続している案件の件数 3 件		3 件		
合計 19 件		18 件		1 件

(注)当社が提訴したものであっても、顧客等が反訴した場合は「(a) 顧客等が提起したもの」に記載し、本項には記載していない。

(c) 双方が提起したもの

該当なし

(d) 値合金処理に関するもの

	当該年度中の解決案件		当該年度中の未解決案件	
	事務処理ミス	システム障害	事務処理ミス	システム障害
当該年度に新規に発生した案件の件数 20 件	14 件	6 件		
前年度から継続している案件の件数 0 件				
合計 20 件	14 件	6 件		

(注) 1. 事務処理ミスとは、委託者の注文の執行において、過失により事務処理を誤ることをいう。
2. システム障害とは、電子情報処理組織の異常により、委託者の注文の執行を誤ることをいう。

記載事項3-⑥財務比率

当事業年度末現在における財務比率は次のとおりです。

諸 項 目	比 率
a) 純資産額規制比率〔純資産額／リスク額×100〕	70632.96%
b) 純資産額資本金比率〔純資産額／資本金額×100〕	170.19%
c) 自己資本資本金比率〔自己資本／資本金額×100〕	170.41%
d) 自己資本比率〔自己資本／総資産額×100〕	16.97%
e) 修正自己資本比率〔自己資本／総資産額×100〕	17.03%
f) 負債比率〔負債合計額／純資産額×100〕	489.93%
g) 流動比率〔流動資産額／流動負債額×100〕	115.13%